
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **基本財務諸表：財務業績計算書における小計の表示**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）の基本財務諸表に関するリサーチ・プロジェクトについて、2017年7月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議で議論される項目のうち、次の論点の内容をご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。
 - (1) 利息及び税金前利益（Earnings before Interests and Taxes; EBIT）
 - (2) 経営者業績指標（Management performance measure¹）

II. ASAF 会議の目的

2. 財務業績計算書における小計の表示について、2017年3月のIASBボード会議では、次のことを検討することが暫定決定されている。このため、今回のASAF会議では、この点に関するASAFメンバーの見解を得ることが目的とされている。
 - (1) 財務業績計算書において EBIT の表示を要求すること
 - (2) 財務業績計算書において、営業利益を定義するのではなく、経営者業績指標の表示を要求すること

III. プロジェクトの背景及び方向性

3. IASB には、多くの利用者から、財務業績計算書で要求される追加的な小計、特に比較可能なアンカーポイントを提供するような小計に対する要望が寄せられていた。一方、企業は、経営者の定義による業績指標を使用して自らのストーリーを語る柔軟性を選好するとのことである。

¹ これは、2017年3月のIASBボード会議において、「経営者による営業業績指標（Management operating performance measure）」とされていたものである。IASB スタッフは、「経営者業績指標」に名称を変更したものの、その性質は変わらないとしている。

4. このため、IASB は、次の方針でこれらの異なるニーズに対応しようとしている。
 - (1) EBIT と経営者業績指標を組み合わせて提案することにより、財務業績計算書における比較可能性と柔軟性のニーズの双方に対処する。
 - (2) EBIT と経営者業績指標との間の調整項目とその説明を開示することにより、経営者業績指標が企業間でどのように異なるのかを利用者が理解できるようにする。
5. 2017 年 3 月の IASB ボード会議において、EBIT 及び経営者業績指標が議論された（詳細については、別紙参照）。

IV. EBIT

議論の背景

6. 2017 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB スタッフは、財務業績計算書において EBIT の表示を要求することを提案した。IASB スタッフは、EBIT を比較可能性のある小計とするため、次のような提案を行った。
 - (1) EBIT を財務収益/費用及び税金費用を控除する前の利益と定義する。
 - (2) 財務収益/費用を企業の資本構成（capital structure）に関連する収益及び費用と定義する。
 - (3) 企業の資本構成は、現金預金及び余裕資金による短期投資を含むものとする。
7. 2017 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB ボードメンバーは、IASB スタッフの提案に全般的に暫定合意したものの、IASB スタッフに次のことを行うように依頼した。
 - (1) EBIT がどのように利用者に利用されているかを考慮し、EBIT の表示を要求する提案の目的を明確にする。
 - (2) 企業の資本構成をどのように記述するか検討する。
 - (3) 特定の収益項目及び費用項目（例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額など）の取扱いに関する追加的なガイダンスが必要かどうか検討する。

EBITの表示を要求する提案の目的

8. IASB スタッフが、EBITの表示を要求する提案の目的は、次のとおりである。
- (1) 財務業績計算書において、税引前利益よりも上に比較可能性のある業績指標を表示すること
 - (2) 異なる資本構成の企業間での比較分析を促進すること
9. 前述のとおり、利用者から、財務業績計算書に表示することが要求される追加的な小計、特に、相対的に比較可能性のある業績指標を示すような小計に対して要望が寄せられていた。このため、IASB スタッフは、異なる資本構成の企業間での比較に一般的に使用されているEBITが有用なのではないかと考えた。
10. 営業利益 (operating profit) も法域を超えて一般的に使用されている小計だが、堅牢な定義がなく、過去にもIASB その他の基準設定主体が定義を試みては成功しなかったものであるため、IASB スタッフは営業利益の定義を行わないこととした。
11. この点について、2016年7月のASAF会議や2016年11月のCMAC²会議においても、営業利益よりもEBITを定義し要求することを支持するというフィードバックを受け取っている。

利用者によるEBITの利用

12. EBITは、企業の資本構成や法人所得税の状況が異なっても比較可能な小計とされている。例えば、次の事例において、資本のみで資金調達した企業Aと一部を借入により資金調達した企業Bでは、当期純利益の金額は異なっているが、EBITの金額は同じである。

	企業 A (資本のみで調達)	企業 B (一部を借入で調達)
収益	10,000	10,000
売上原価	(4,000)	(4,000)
売上総利益	6,000	6,000
販売費及び一般管理費	(3,000)	(3,000)
EBIT	3,000	3,000
財務収益	0	10
財務費用	0	(1,010)
税引前利益	3,000	2,000
税金費用	(900)	(600)
当期純利益	2,100	1,400

² 資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)

13. EBIT には前項のような特徴があるため、利用者は次のような分析を行うことができるかとされている。
- (1) 割引キャッシュ・フロー (DCF) モデル
 - (2) マルチプル (倍率) 分析
 - (3) 比率分析

IASB スタッフの分析

(背景)

14. 2017年3月のIASBボード会議において、EBITの計算において、税金費用については実務上の多様性がみられていないものの、財務収益/費用については、どの項目を含めるのかという点について、様々な実務がみられていることが説明された。
15. このため、比較可能性のあるEBITを導入する場合には、まず財務収益/費用を定義する必要があるが、IASBスタッフは、企業の資本構成と関連する収益/費用と定義することを提案していた。

(「資本構成」という用語)

16. 「資本構成」という用語は、IFRS基準において定義されていない。このため、IASBスタッフは、少なくとも当初のうちは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」(以下「IAS第7号」という。)における「財務活動」に対する現行の要求事項による制限を受けないことから有用であるとしている。
17. IASBスタッフは、「資本構成」という用語は議論のための一時的なものと考えており、どのような用語が適切なのかという点については、財務収益/費用の定義における資本構成の記述について検討した後で評価した方が簡単であるとしている。
18. IASBスタッフのリサーチでは、資本構成は余裕資金及び余裕資金の一時的な投資を含むものとみられており、これは、このような余裕資金の管理方法が、資金調達方法に関する意思決定と関連しているためとされている。このため、IASBスタッフは、余裕資金の一時的な投資に関する収益は財務収益として認識すべきと考えているとのことである。

(資本構成の記述アプローチ)

19. 資本構成の記述について、IASBスタッフは、次のような3つのアプローチを検討した。
- (1) アプローチ1ー経営者の見解：何が資本構成に含まれるのかについては、経営

者の見解に委ねる（IFRS 基準において、ガイダンスや制限を全く設けないか、ほとんど設けない。）。

- (2) アプローチ 2—厳密な定義：何が資本構成に含まれるのかについて、IASB が規定する。
 - (3) アプローチ 3—原則主義的アプローチ：何が資本構成に含まれるのかについて、経営者が決定する際に従わなければならない原則を開発する。
20. IASB スタッフは、どのアプローチによった場合でも、すべての利用者のニーズに合わせることはできないため、利用者が自ら調整することを期待している。また、このために分解された情報が提供されるようにしたいとしている。
21. IASB スタッフは、上述のいずれのアプローチによったとしても、次のことを企業に要求することになるだろうとしている。
- (1) 財務業績計算書において財務収益及び財務費用を別個の行項目として表示すること（現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）第 82 項(b)では、財務費用の表示しか要求されていない。）
 - (2) 財務収益及び財務費用の分解を財務業績計算書上又は注記において行うこと
 - (3) 資本構成に何が含まれるのかについての説明又は表を提供すること

アプローチ 1—経営者の見解

22. アプローチ 1 は、何が資本構成に含まれるのかについて、経営者が決定する方法であり、IASB は、資本構成のハイレベルな定義（例えば、「資本、債務（debt）、現金及び余裕資金の一時的な投資」）を提供するか、何も定めないとしている。
23. IASB スタッフは、何が資本構成に含まれるのかについては、経営者ごとに見解が異なるため、比較可能性のある EBIT を導入するという目的と整合せず、現行の実務を著しく改善する結果とはならないとして、このアプローチのさらなる検討は行わないとしている。

アプローチ 2—厳密な定義

24. アプローチ 2 は、何が資本構成に含まれるのかについて、IASB が規定する方法であり、例えば、次のような項目を資本構成に含める可能性があるとしている。
- (1) 企業により発行された資本性金融商品
 - (2) 銀行借入

- (3) 資本市場において発行された社債及びコマーシャル・ペーパー
 - (4) リース負債
 - (5) 負債として分類された優先株式
 - (6) 未払利息
 - (7) 資本構成の項目に関連するデリバティブ
 - (8) 現金及び預金
 - (9) 上場有価証券
25. IASB スタッフは、過去の検討から「債務 (debt)」や「純債務 (net debt)」の定義を合意することが困難であるとしている。また、様々な資産又は負債のリストを提供することで資本構成を定義する場合、当該リストを網羅的にしたり、企業間で整合的に適用されたりすることを確実にするのが困難であるとしている。さらに、アプローチ 3 によって明確な原則を開発することができれば、アプローチ 2 と類似した結果が得られるとして、このアプローチのさらなる検討は行わないとしている。

アプローチ 3—原則主義的アプローチ

26. アプローチ 3 は、何が資本構成に含まれるべきなのかについて、経営者が適用するための原則を開発するという方法としている。
27. IASB スタッフは、次の理由からアプローチ 3 が適切であるとした。また、余裕資金の概念を表すために、IAS 第 7 号の「現金及び現金同等物」を用いることを提案した。
- (1) 分析のための相対的に比較可能な出発点を利用者に提供する。これは様々な業種の企業に対して規定できるものではない。
 - (2) 原則主義的アプローチは、金融機関やコングロマリットなどの複雑性の高い場合にも適用することができる。
 - (3) ASAF、CMAC 及び GPF³のメンバーは、規範的な要求事項を定めるよりも、財務業績計算書の小計の表示についての原則主義的なガイダンスを開発することを支持していた。
 - (4) 財務活動から生じる資産及び負債を識別する原則は、IAS 第 7 号と整合的である。これは、「財務」の概念をキャッシュ・フロー計算書と財務業績計算書で整合させるという目的にもつながる。

³ 世界作成者フォーラム (Global Preparers' Forum)

(原則主義的アプローチ)

28. IASB スタッフは、上述のアプローチ 3 を採用するにあたり、現行の「財務活動」の記述を明確化する必要があることを認識したため、次のような分析を行った。
- (1) どのように現行の IAS 第 7 号の財務活動の定義⁴を明確化するか。
 - (2) 「資本構成に関連する収益及び費用」の意味は何か。

どのように現行の IAS 第 7 号の財務活動の定義を明確化するか

29. IASB スタッフは、2013 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会において IAS 第 7 号の財務活動の定義の見直しを検討した際に使われた記述を利用することとしている。
30. そこでは、財務活動の性質には次のものを含むとされている。
- (1) 財務提供者 (provider of finance) からの資源の受領又は使用 (又は信用供与)
 - (2) 財務提供者に資源が返還されることの期待
 - (3) 財務提供者が財務費用 (finance charge) の支払を通じて適切に補償されることの期待。財務費用は、与信された金額及び期間 (与信の時間) の両方に依存する。
31. また、IASB スタッフは、現行の「財務活動」の定義における「借入 (borrowings)」という用語は、確定給付負債の純額、破棄負債 (decommissioning liabilities) 及びその他の長期の引当金 (例えば、ワラント条項や企業結合の条件付対価など) といった負債が財務活動から生じるものではなく、したがって企業の資本構成の一部ではないことを意味するものと解釈しているとのことである。
32. しかし、リース債務と交渉により与信期間が延長された買掛金は、資本構成の一部であるとしている。

「資本構成に関連する収益及び費用」の意味は何か

33. IASB スタッフは、財務収益/費用は資本構成に関連するすべての収益及び費用であると定義できるものの、例えば、資本構成に関連する負債の一部は営業活動にも関連することから、このようなアプローチは実務において実行可能性がないとしている。
34. このため、IASB スタッフは、資本構成に関連する収益/費用を次のように明確化すべきとしている。

⁴ IAS 第 7 号の第 6 項において、財務活動は、企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動とされている。

- (1) 財務活動のみに起因する、資本構成の項目に係るすべての収益及び費用
- (2) 財務活動のみに起因するものではない、資本構成の項目の資金調達の性質に関連する収益及び費用

IASB スタッフの提案

- 35. IASB スタッフは、資本構成を記述するうえで原則主義的アプローチをとることを提案している。
- 36. 2017年6月のボード会議では、EBITが金融機関その他の金融サービスを提供する企業にも目的適合性があるのかどうかについては扱っていない。これらの企業については将来の会議で取り扱うこととされた。
- 37. IASB スタッフの提案は、次のとおりである。
 - (1) EBITを財務収益/費用及び税金費用を控除する前の利益と定義する。
 - (2) 財務収益/費用を次のように定義する。
 - ① 企業の資本構成に関連する収益/費用
 - ② 企業の資本構成に含まれない資産及び負債からの利息
 - (3) 資本構成を資本、財務活動から生じる資産及び負債並びに現金及び現金同等物から構成されるものと定義する。
 - (4) 現行の「財務活動」の記述を明確化する。
 - (5) 資本構成に関連する収益/費用には次のものが含まれるというガイダンスを提供する。
 - ① 財務活動のみに起因する、資本構成項目に係るすべての収益及び費用
 - ② 財務活動のみに起因するものではない、資本構成項目の資金調達の性質に関連する収益及び費用（例えば、利息を含む。）
 - (6) EBITより下で次のものを別個の行項目として表示することを要求する。
 - ① 資本構成に関連する収益
 - ② 資本構成に関連する費用
 - ③ 資本構成に含まれない資産に係る利息収益
 - ④ 資本構成に含まれない負債に係る利息費用

V. 経営者業績指標

議論の背景

38. 2017年3月のIASBボード会議において、IASBスタッフは、財務業績計算書において経営者業績指標の表示を導入することを提案した。

Staff proposal at the March Board meeting	
Revenue	10,000
Cost of goods sold	<u>-3,800</u>
Gross profit	6,200
SG&A	<u>-2,200</u>
Management Performance Measure	4,000
Items excluded from management performance measure	<u>-1,000</u>
EBIT	3,000
Finance income	200
Finance expense	<u>-1,200</u>
Pre-tax profit	2,000
Taxation	<u>-</u>
	600
Profit	1,400

39. その際、IASBボードメンバーの多くは、経営者業績指標の検討を進めることに合意し、様々な提案を示した。このため、IASBスタッフは次項以降のような分析を行った。

IASBスタッフの分析

(論点1：IASBの定義による営業利益の表示を要求すべきか)

40. IASBスタッフは、経営者業績指標とEBITの間にIASBの定義による営業利益の表示を要求することを検討した。
41. この場合、経営者業績指標とEBITの間の項目は、次のように分類できるとしている。
- (1) 頻度が低い (infrequent) 又は性質が通例でない (unusual) ために経営者業績指標から除外したいと経営者が考える営業項目 (operating items)
 - (2) 非営業項目 (non-operating items)

Introduction of Board-defined operating profit	
Revenue	10,000
Cost of goods sold	<u>-3,800</u>
Gross profit	6,200
SG&A	<u>-2,200</u>
Management Performance Measure	4,000
Operating items that management wants to exclude from its performance measure (eg impairment of goodwill)	<u>-</u> <u>700</u>
(Board-defined) operating profit	3,300
Non-operating items (eg impairment of investment property)	<u>-</u> <u>300</u>
EBIT	3,000
Finance income	200
Finance expense	<u>-1,200</u>
Pre-tax profit	2,000
Taxation	<u>-</u> <u>600</u>
Profit	1,400

42. IASB スタッフは、IASB の定義による営業利益の導入のために、次の 2 つのアプローチを検討した。
- (1) 規範的アプローチ：IASB が営業利益を定義し、営業項目と非営業項目の分類を規定することが必要となる方法
 - (2) 柔軟的アプローチ：IASB はハイレベルなガイダンス又は原則を提供することとなるが、企業は営業項目と非営業項目の分類を行う際に判断の適用が認められる方法
43. IASB スタッフは、主に次の理由から IASB の定義による営業利益の表示は要求しないこととした。
- (1) 規範的アプローチの場合、様々な事業や業種を超えた営業利益の定義は困難であり、これまでも IASB その他の基準設定主体が試みてきたものの、成功せずに終わっている。
 - (2) 柔軟的アプローチの場合、同じ業種であっても企業ごとに項目の分類が異なる可能性があり、比較可能性のある営業利益が表示されることにはならないかもしれない。この場合、IASB の定義による営業利益が業績指標として十分な価値があるかどうかは明らかではない。

(論点 2：経営者業績指標から除外する項目にどのような制約をかけるべきか)

44. 現行の IAS 第 1 号では、追加的な小計を表示する際に、継続性に関する規定を含む制約が設けられている (IAS 第 1 号の第 85A 項及び第 85B 項)。

45. 2017年3月のIASBボード会議において、IASBスタッフは、経営者業績指標を導入するにあたり追加的な制約を導入することを提案した。ボードメンバーの一部は、このような制約を最小限にすることで、企業が財務諸表の中で業績指標を提示することを促進するというIASBスタッフの提案を支持した。彼らは、IFRS基準における業績指標に関連する開示義務は、透明性を高めるものであると考えていたとのことである。しかし、別のボードメンバーは、より多くの制約を導入することを提案した。
46. このため、IASBスタッフは次のことを検討した。
- (1) 発生の頻度が高い項目を除外することを禁止する。
 - (2) 営業業績についてのIASBの見解と矛盾する項目を除外することを禁止する。
 - (3) 経営者の統制外にある事象から生じた項目を除外することを禁止する。
 - (4) 経営者の定義による制約を導入する⁵。
47. IASBスタッフは、(1)及び(2)については重要な判断を要求するためIFRS基準の中で課すことは困難であるとしている。
48. また、(3)については、経営者の統制の中か外かというのは過度に判断を要するものであり、また、除外する際には別の理由が存在すると考えられることから、経営者の統制外にあるという理由のみで除外すべきではないとしている。
49. (4)については、企業は経営者業績指標についての経営者の定義を明示的に表示し、同一の基準により計算し続ける必要があるため、長期にわたって首尾一貫した経営者業績指標が表示されることを促進するものと考えたとしている。

(論点3：経営者業績指標とEBITの間の項目はどのように表示すべきか)

50. 利用者は、利益の永続性を評価するために、どの項目の発生の頻度が低いかについての情報を必要しているとされている。また、発生の頻度が高い項目は、企業の継続的活動の一部であり、そのため業績を示すものであることから、不当に除外されることを懸念しているとされている。
51. このため、IASBスタッフは、経営者業績指標とEBITの間の項目を発生の頻度の低い項目 (infrequent occurring items) と発生の頻度の高い項目 (frequently occurring items) に分類する必要があるかどうかを検討した。

⁵ 例えば、発生の頻度が低い項目に関する経営者の定義を含め、何が業績とみなされるのかを明確に定義することを経営者に要求することとされている。

Separate presentation of frequently and infrequently occurring items	
Revenue	10,000
Cost of goods sold	<u>-3,800</u>
Gross profit	6,200
SG&A	<u>-2,200</u>
Management performance measure	4,000
Infrequent occurring items (the note provides breakdown)	-500
Frequently occurring items	
Share-based payment expenses	<u>-500</u>
EBIT	3,000
Finance income	200
Finance expense	<u>-1,200</u>
Pre-tax profit	2,000
Taxation	-
	<u>600</u>
Profit	1,400

52. IASB スタッフは、次の理由から経営者業績指標と EBIT の間に発生の頻度が低い項目と発生の頻度が高い項目を別個に表示することを提案している。
- (1) 利用者は、収益及び費用の永続性が利用者にとって重要である。
 - (2) 経営者業績指標から除外された発生の頻度が高い項目についての透明性を高める。
 - (3) 発生の頻度が低い項目については、注記において詳細な情報が提供されることとなる。

(論点 4：経営者業績指標に係る小計はどのような名称を付けるべきか)

53. 現行の実務では、企業は経営者業績指標を表示するにあたり、様々な名称（「営業利益」「コア営業利益」「基礎営業利益」「トレーディング営業利益」など）を使用しているとされている。
54. 2017 年 3 月の IASB ボード会議において、IASB スタッフは、企業固有で経営者により定義された指標であること（したがって、他社との比較可能性はないこと）を示す名称を付す旨を要求することを提案した。しかし、一部のボードメンバーは、「経営者による営業業績指標」などの同じ名称を使用することで比較可能性が出るのではないかと発言した。
55. IASB スタッフは、例えば、次のように発生の頻度が低い項目のみが除外されているのか、発生の頻度が高い項目も除外されているのかがわかるような名称を付けるべきとした。
- (1) 発生の頻度が低い項目を除外した EBIT
 - (2) 発生の頻度が低い項目及び〇〇〇 (ASBJ 事務局注：具体的な項目を記載する。)を除外した EBIT

(論点 5：経営者業績指標の表示は要求されるべきか、許容されるべきか)

56. 2017年3月のIASBボード会議において、IASBスタッフは、一部の企業は、経営者業績指標を財務諸表の外においても使用していないため、その表示を要求するのではなく、容認することを提案した。
57. しかし、ボードメンバーの一部は、企業が財務諸表の外で経営者業績指標を使用する場合には、財務業績計算書における小計として表示することを要求すべきであると提案した。
58. IASBスタッフは、財務諸表の外で提供される業績指標の計算は透明性を欠いているという利用者の懸念を踏まえ、経営者業績指標を財務諸表の外で使用している場合に、当該指標を財務業績計算書において表示することを要求することで、透明性が高まると考えた。
59. 一方、経営者業績指標を容認するのではなく、要求する場合、次のような課題があるとしている。
- (1) 「財務諸表の外」という用語をどのように定義するのか。
 - (2) 財務諸表の外で表示している業績指標がIASBの提案する制約と矛盾する場合の取扱いをどのように定めるのか。
60. IASBスタッフは、「財務諸表の外」という用語について、その範囲を定義することが困難であることから、狭義のアプローチである「年次報告書の中における財務諸表の外」という意味で使用することを提案している。
61. また、IASBスタッフは、たとえ経営者業績指標を財務業績計算書における小計として表示することを要求したとしても、当該指標がIASBスタッフが提案する制約や現行のIFRS基準の要求事項にある制約と矛盾する場合には、当該業績指標を表示することはできないとしている。
62. このため、IASBスタッフは、財務諸表の外で提供される業績指標の計算は透明性を欠いているという利用者の懸念に対処するため、経営者業績指標を財務諸表の外（ただし、年次報告書の中）で使用している場合に経営者業績指標の表示を要求することを提案するとした。

IASBスタッフの提案

63. 経営者業績指標について、IASBスタッフの提案は次のとおりである。
- (1) 財務業績計算書においてIASBの定義による営業利益の表示は要求しない。

- (2) 経営者の統制外とみなされる項目という理由のみで当該項目を経営者業績指標から除外することを禁止する。
 - (3) 企業が経営者業績指標を財務業績計算書において表示する場合に、経営者の定義による制約を追加する。当該制約は、将来にわたって首尾一貫して適用することが要求されることとなる。
 - (4) 財務業績計算書において、EBIT と経営者業績指標の間に発生頻度が低い項目及び発生頻度が高い項目を別個に表示することを要求する。
 - (5) 経営者業績指標から発生頻度が低い項目のみが除外されているのか、発生頻度が高い項目も除外されているのかがわかるように経営者業績指標の名称を決めることを要求する。
 - (6) 経営者業績指標を財務諸表の外（ただし、年次報告書の中）で使用している場合、当該指標が IFRS 基準における制約と矛盾しない限りは、財務業績計算書において表示することを要求する。
64. 現行の IAS 第 1 号の第 85 項、第 85A 項及び第 85B 項に定められている小計の表示に関する要求事項及び制約は、そのまま維持することが提案されている。

VI. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

65. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。
- (1) EBIT の定義に関する IASB スタッフの提案は、実行可能性があるものと考えられる。特に、「財務活動」の概念はキャッシュ・フロー計算書と整合させるべきと考えているが、提案の内容は IAS 第 7 号と整合したものとなっていると思われる。
 - (2) 我々は、IFRS 基準で具体的に要求する業績指標を新たに追加すべきかどうか論点であると認識している。財務諸表の比較可能性を向上させるためには、IFRS 基準において、1 つ又は複数の業績指標を新たに定義してその名称を定めることが考えられるが、すべての企業に当該業績指標の使用を強制することが企業の実態に合わないことも考えられるため、定められた業績指標について *comply or explain* とすることを検討するのが良いのではないかと考える。
 - (3) EBIT はすでに実務で広く使われていると認識しているが、一方で利息及び税金費用にどのような項目が含まれるかについては、実務に多様性が生じているも

のと認識している。このため、IASB が EBIT のような小計を要求することとした場合、EBIT という名称を使用するのではなく、新たな名称を検討すべきであると考えられる。

- (4) 企業が経営者業績指標を複数表示したいと考える場合に、それを認めるのかどうか、認める場合にはどのように表示するかが明らかでないように思われる。
- (5) IASB は、財務諸表にどのような情報を含めるべきかを検討したうえで、これに関する要求事項を定めるべきである。年次報告書の財務諸表以外の部分にある情報が有用であるためにこれを財務諸表に含めることを要求することは、本末転倒である。

ディスカッション・ポイント

財務業績計算書における小計の表示に関する内容及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

(別紙)

2017年3月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの提案と議論の結果

IASBスタッフの提案

1. IASBスタッフは、財務業績計算書における小計の表示に関して、次の2点について検討している。

(1) 利息及び税金前利益 (Earnings before Interests and Taxes; EBIT)

(2) 経営者による営業業績指標 (Management operating performance measure)

(EBIT)

2. EBITの表示について、IASBスタッフの提案は次のとおりである。

(1) 財務業績計算書において、EBITの表示を要求する⁶。

- ① 財務諸表利用者は、スクリーニング、比率分析又は独自の分析手法における出発点として、比較可能性のある小計を必要としている。
- ② EBITは、すでに実務において広く使用されているため、EBITに含めるべき項目と含めるべきでない項目に関する原則を提供することで比較可能性が高まる。

(2) EBITを財務収益/費用及び税金費用を控除する前の利益と定める。

- ① 多くの財務諸表利用者が、EBITは資本構成の異なる企業間の財務業績の比較を可能にするうえで有用と考えているため、この比較に役立つように、財務収益/費用の定義を企業の資本構成に結び付け、企業の資本構成に関連する収益及び費用とする。
- ② 企業の資本構成は、狭義には、企業の株式及び負債による資金調達（銀行借入、債券、コマーシャル・ペーパーなど）が考えられるが、より広義に

⁶ 通常の活動から財務収益/費用が生じる金融機関や金融サービスを提供するコングロマリットに関しては、EBITの表示に目的適合性がない可能性があるため、当該財務収益/費用の分類方法は、将来の会議で議論する予定であり、今回の議論の対象にはしていないとしている。

解釈し、現金預金及び短期投資を含むものとする⁷。

③ 企業の資本構成に関連する収益及び費用の例は、次のとおりである。

ア. 利息費用

イ. 債務償還及び債務再編に係る費用

ウ. 短期投資からの利息及び配当金収益

エ. 短期投資の売却による利得及び損失

オ. 資本構成に関連する資産及び負債に係る公正価値利得及び損失

カ. 資本構成に関連する資産及び負債に係る為替差損益

キ. 資本構成に関連する負債に関するデリバティブ（金利スワップなど）
に係る利得及び損失

ク. 短期投資の減損損失

(3) 次の項目については、指針を提供する。

① 確定給付負債の純額に係る利息純額

営業費用に分類する選択肢を削除し、財務費用に分類することとする。

② 長期投資に係る収益及び費用

経営者は、長期投資に係る収益及び費用を分類する際に判断を行使する。当該判断は、財務収益/費用は企業の資本構成に関連する収益及び費用であるという原則に基づき行われる。

3. 利息・税金・償却前利益（Earnings before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization; EBITDA）については、次の理由から表示を要求しない。

(1) EBITDA は、特定の性質の費用（例えば、償却費）を除外しているため、費用の配列について機能別表示が使用されている場合に EBITDA を表示すると、性質別表示と機能別表示の混合となり、費用の分析を混乱させることになる。

(2) EBITDA は、資金創出能力に係る指標として使用されることが多いが、理論的な裏付けに乏しい。

⁷ ほとんどの財務諸表利用者は、現金預金、及び現金預金が一時的に投資されている短期投資は、企業の資本構成の一部である、という見解を共有していると IASB スタッフは考えている。

(3) 標準化された EBIT が導入されれば、財務諸表利用者は自ら EBITDA を計算できる。

(経営者による営業業績指標)

4. IASB スタッフは、営業利益 (operating profit) を定義し、その開示を強制することを検討するのではなく、企業が独自に定義する「経営者による営業業績指標」を開示することを容認することを提案している。

(1) 一部の企業は、経営者による営業業績指標を財務諸表の外においても使用していないため、経営者による営業業績指標の開示は要求せず、容認する。比較可能性を重視した小計として EBIT の表示が要求されるのに対し、経営者による営業業績指標に係る小計は、企業独自の業績指標として使用されることを想定している。

(2) IFRS 基準において経営者による営業業績指標に係る小計を定義した場合、財務諸表利用者とのコミュニケーションに際し、企業は財務諸表の外で当該指標にさらに調整を加え、調整後の数値を使用する可能性がある。この場合、IFRS 基準で定義され、財務諸表に含められた経営者による営業業績指標に係る小計が意味のない情報となってしまう。

(3) 経営者による営業業績指標に係る小計は、IAS 第 1 号第 85 項、第 85A 項及び第 85B 項の要求事項 (継続性に関する規定を含む。) ⁸を満たすように表示する限り、経営者はいかなる項目 (例えば、非反復的項目、非コア項目、経営者の統制の及ばない項目、公正価値測定の影響など) でも当該小計の下で表示する (当該小計に含めない) ことが認められる。

① 当該小計の下で表示できる項目を制限した場合 (当該小計に含めなければならぬ項目を規定した場合)、企業は財務諸表の外で独自の業績指標を使用する可能性が高いため、IASB が定義した業績指標に係る小計の表示は、単にコンプライアンスのための作業となり、財務諸表利用者に意味のある情報を提供しない可能性がある。

② 一方で、財務諸表利用者が当該小計の上に表示すべきと考える項目 (小計に含めるべき項目) まで除外されてしまう可能性もあるため、計算過程の透明性を確保する目的で、次のことが検討されるべきである。

⁸ IAS 第 1 号第 85 号は、企業の財務業績の理解に関連性がある場合に、追加的な行項目、見出し及び小計を財務業績計算書に表示することを要求している。また、第 85A 項及び第 85B 項は、追加的な小計を表示する場合の方法 (明瞭かつ理解可能な表示及び名称の使用、期間ごとの継続性の担保、IFRS で要求されている項目より目立つ表示の禁止、IFRS で要求されている小計又は合計と調整する行項目の表示など) について規定している。

- ア. 経営者による業績の指標であることを明らかにするため、当該小計に適切な名称を付すこと
- イ. 経営者による営業業績指標について記述し、説明する要求事項
- ウ. 財務諸表の外で経営者が同一の営業業績指標を使用しているかどうかを開示する要求事項
- エ. 経営者による営業業績指標に係る小計の下に表示された項目（小計に含めなかった項目）の履歴情報

IASB ボード会議の結果

(EBIT)

- 5. ボードは、IASB スタッフが次の検討を継続すべきであることに同意した。
 - (1) 財務業績の計算書において、利息及び税金前利益（EBIT）の小計の表示を要求すること
 - (2) EBIT を財務収益・費用及び税金の前の利益として定義すること
 - (3) 財務収益・費用を企業の資本構成に関連した収益・費用として定義すること
- 6. ボードは、次について検討するよう IASB スタッフに依頼した。
 - (1) 企業の資本構成をどのように定義すべきか。
 - (2) 特定の収益及び費用の項目（例えば、確定給付負債の純額に係る利息純額や、投資からの収益・費用）の取扱いについて追加的なガイダンスが必要となるかどうか。

(経営者による営業業績指標)

- 7. ボードは、IASB スタッフが次の検討を継続すべきであることに同意した。
 - (1) 財務業績の計算書において、営業利益を定義しようとするのではなく経営者による営業業績指標の表示を要求すること
 - (2) 小計が IAS 第 1 号の第 85 項、第 85A 項及び第 85B 項における現行の要求事項を満たす限りは、項目を経営者による営業業績指標から除外することを認めること

- (3) 経営者による営業業績指標の表示についての透明性を提供するための追加的な開示を要求すること

以 上